

# 建設労働者確保育成助成金（技能実習コース－経費助成）

## 計画届・計画変更届 提出書類チェックリスト(建設事業主団体用)

計画届・支給申請書の受理については、提出期間内の窓口への提出、または、郵送の場合は労働局への到着日が提出期間内（期間内必着）となりますので、早めの提出をお願いします。

### 計画届 提出用（計画変更時には不要）

#### 【手続き手順】

- ★ 計画届 このリストを添付の上、訓練(講習)開始日の2カ月前から1週間前までに計画届を労働局へ提出。
- ★ 添付書類 訓練(講習)を自ら実施する場合は、下記の添付必要書類を計画届関係書類と一緒に労働局へ提出。
- ★ 計画変更 計画届の内容「実施日・実施内容・講習実施機関(実施場所)」に変更が生じる場合は、開始前に労働局へ提出。  
変更が生じる場合、変更可能期間が新たに設定されましたので、裏面をご確認ください。
- ★ 支給申請 訓練(講習)終了日の翌日から2カ月以内に「支給申請書」を労働局へ提出。
- ★ 助成対象講習は、以下のいずれも満たす必要があります。
  - 1) 実施団体が、助成対象の中小建設事業主団体としての要件を満たしていること。
  - 2) 実施する訓練(講習)が助成対象講習であること。(下記リスト参照)
  - 3) 実施する訓練(講習)は、基本的に団体を構成する事業主(会員)を対象としたものであること。
  - 4) 団体を構成するAの中小建設事業主からの参加が受講者全体の2/3以上であること。
  - 5) 実施団体として、費用徴収の有無に関係なく経費助成を申請して助成を受けるものであること。

留意点等については裏面を参照願います→

番号	確認欄	計画届関係書類	様式	提出
1		技能実習コース(経費助成)計画届 【捨印1カ所】	建助様式第2号の2 (H28.10.1改正)	原本
2		建設事業主団体としての構成員内訳表	別様式第1号	写
3		助成対象となる建設事業主団体であることがわかる書類 (登記事項証明書、定款又は規約、決算書(事業報告)会員名簿等)		写
4		開催案内等、受講内容が確認できる書類 (受講案内・委託契約書・受講確認書等の講習名・実施日時・受講料等が記載されている書類)		写
5		その他北海道労働局長が必要と認めた書類		

※事業主団体自らが技能実習を実施する場合は、この添付書類も計画届と一緒に提出願います。

番号	確認欄	計画届添付書類	様式	提出
1		指導員・担当科目表	建助様式第2号の2別紙	原本
2		指導員の資格者証又は職務経歴書		写

※提出した計画に変更が生じた場合のみ必要となります。

番号	確認欄	計画変更届	様式	提出
1		技能実習コース(経費助成)に係る計画変更届 計画届の受理番号を必ず記載して下さい。 【捨印1カ所】	建助様式第9	原本
2		訓練内容の著しい変更や所要見込額が増額する場合は、その変更がわかる書類を添付。		写

計画届(建助様式第2号2③)の「実習内容」、「実施日」、「講習実施機関(実施場所)」が変更になる場合、開始前までに提出が必要となります。

※変更後の技能実習の開始日は、当該計画届の届出日の1週間後から2カ月後までの期間に限られます。

※以下の項目について、必要事項の記入及び該当する項目に○印を付けて提出ください。

(提出いただいた計画届の内容が助成対象の講習に該当するかの確認ですので、記入ご協力をお願いします。)

a.実施予定の下記の1・2・3・5の講習の中から該当する講習一つに○印、記載のないものについては講習名を記入してください。

(下記表の3.安全衛生教育(再教育等)については、助成対象講習は記載されているものに限られます)

1	建設工事における作業に直接関連する実習	講習名( )							
2	特別教育	アーク溶接	電気取扱 (高圧・低圧)	足場組立	ローラー運転	クレーンの運転	移動式クレーン	小型車両系 建設機械	他( )
3	安全衛生教育	クレーン運転	移動式クレーン 運転	ガス溶接	車両系建設機械 (整地等)	車両系建設機械 (基礎工所用)	ローラー運転	玉掛け業務	
5	検定試験 事前講習	検定試験名( )			← ごあんない表「建設関連技能検定職種一覧」をご参照ください。				

b.団体名とFAX番号を記入願います。

団体名 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

(お願い)このチェックリストと提出書類は必ず控えを保管してください。

提出先 〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3F  
北海道労働局 職業対策課 雇用対策係 TEL 011-738-1043  
建設助成金担当 宛 FAX 011-738-1062

受給できる建設事業主団体

## ・次のいずれかに該当する建設事業主団体

1. 団体の構成員の50%以上が建設事業主で、その建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めているとともに、構成員である建設事業主の50%以上が雇用保険に加入していること。
2. 女性建設労働者に技能実習を行う場合、中小に限らず建設事業主団体が助成の対象となります。

## 算定の対象となる建設労働者

### ・次のいずれかに該当する雇用保険被保険者の建設労働者で、技能実習の受講時間が総時間数の7割以上の者。

1. 中小建設事業主団体の構成員のうち、「Aの中小建設事業主」又は、「Aの事業所」に雇用されている建設労働者であること。
2. 中小建設事業主団体を構成する「A又はBの建設事業主」と直接の下請関係にある「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者。

## 【技能実習の実施に関する留意点】

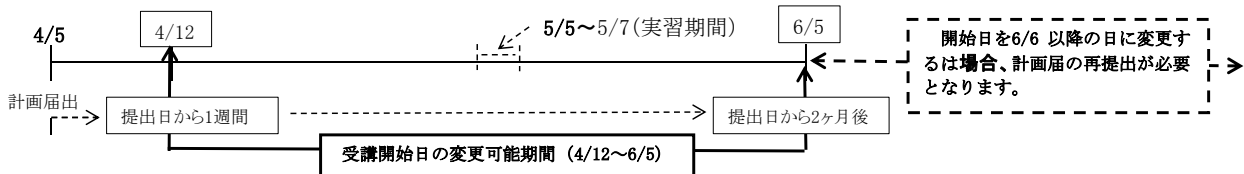
1. 中小建設事業主団体が技能実習を実施する場合の算定対象者は、構成(会員)事業主(Aの中小建設事業主)に雇用される雇用保険被保険者の建設労働者に限られます。  
(構成員の直接の下請であるAの中小建設事業主が算定対象となる場合もありますので、お問い合わせ下さい)
2. 技能実習の参加者において、上記の算定対象者が受講者全体に占める割合が2/3未満の場合については、助成対象講習としては無効となりますので、ご注意願います。
3. 技能実習の実施に際して、受講料、教材費などの費用負担を参加事業主に求める場合、徴収金額の総額の明細の他、実施に係る全費用明細を提出していただく必要があります。
4. 一連の技能実習を前半・後半、又は前期・中期・後期とにそれぞれ分割して実施するような場合など、対象受講者及び訓練内容によっては、一つの技能実習とみなされる場合がありますので、ご注意願います。  
(例:○○講習 前期=学科、後期=実技とそれぞれ違う時期に実施したケースでも、一つの講習とみなされる場合があります)

## 【助成金申請の手続きに関する留意点】

1. 計画届(平成29年4月1日以降に提出されたものは、受理番号が「29・・・」となります)  
・技能実習の開始日の2カ月前から1週間前までの間に計画届を提出し「受理番号」を受ける。  
計画届=5月5日~5月7日の講習を受講(実施)予定の場合 - 3月5日~4月28日(必着)で労働局・職業対策課宛に提出願います。
2. 計画変更届(平成29年4月1日以降に提出された計画届の変更の場合)  
・計画変更届は、計画届(建助様式第2号の2③)の「実施日」、「実習内容」、「講習実施機関(実習場所)」が変更になる場合、事前に提出が必要となります。

※変更後の技能実習の開始日は、計画届の届出日の1週間後から2カ月後までの期間となります。

例:技能実習(5/5~5/7実施)開始日の1か月前に計画届を提出した場合



4月1日以降は実習開始日の2カ月より前に提出される計画届は受理できませんのでご注意願います。

## 3. 支給申請書

- ・技能実習終了日の翌日から2カ月以内に関係書類を揃えて「支給申請書」を労働局・職業対策課宛に提出。  
※計画届が提出されていた場合であっても、計画変更可能期間外に変更された内容の申請は支給対象外となります。
4. 計画届・計画変更届・支給申請書の受理については、提出期間内の窓口への提出、または、郵送の場合は労働局への到着日が提出期間内(期間内必着)となりますので、早めの提出をお願いします。
  5. 技能実習を実施したことにより、他から補助・交付金などを受けている場合、支給できなくなる場合があります。
  6. 技能実習に要する費用を受講者本人から一部でも徴収した場合は、本助成金の利用はできません。
  7. 参加する事業主から費用等を徴収した場合、費用総額及び徴収額について収支内訳等を提出していただきます。
  8. 提出書類・期限、手続等に関しては、労働局・職業対策課(建設助成金担当)までお問い合わせ下さい。

## 【その他留意点】

- ・平成29年4月1日以降に提出された計画届(受理No29・・・)の内容から助成額が変更となります。(経費助成)  
(変更内容の詳細等につきましては、「ごあんない(団体向け)」でご確認願います)
- ・1つの技能実習について、経費助成の上限額は算定対象受講者数×10万円となります。  
(1つの技能実習について、受講者1人当たりの賃金助成対象日数(1日3時間以上受講)の上限は20日まで)
- ・1団体への1の年度(支給申請年月日の属する年度の4月1日から翌年3月31日まで)の技能実習コースに係る経費助成の支給額の上限は500万円となります。

その他詳細は、建設労働者確保育成助成金「ごあんない」(団体向け)平成29年版をご確認願います。